

◎茨木市多世代交流センター条例 利用料金規定（抜粋）

別表第1（第16条関係）

介護予防センター利用料金表

室名・区分		利用時間	午前	午後
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
大広間	カラオケを利用しない場合		780円	1,040円
	カラオケを利用する場合		1,280円	1,540円

別表第2（第22条関係）

シニア交流センター利用料金表

室名	利用時間	午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
和室（第1）		100円	140円
和室（第2）		220円	300円
会議室		220円	300円
研修室		310円	420円

備考 「和室（第1）」は20平方メートル以下の和室をいい、「和室（第2）」は20平方メートルを超える和室をいう。

第5章 共用ルーム及び附帯設備

（利用料金）

第28条 共用ルーム（相談室、娯楽談話室及び機能回復訓練室）の利用料金は、無料とする。

2 利用者（第25条に規定することも交流・支援センターを利用することができる者を除く。）が次の各号のいずれかを利用するときは、1日当たり100円の利用料金を前納しなければならない。

- (1) 附帯設備（規則で定めるもの（囲碁、将棋、マッサージ機、電位治療器、バンパー、健康マージャン、健康器具、ニュースポーツ用具、卓球）に限る。）
- (2) ゲートボール場
- (3) 多目的広場